

# 経営力強化貸付のご案内

## 経営改善や経営力強化に取り組む中小企業者を支援します

### 1 融資対象者

県内で事業を営む中小企業者等で、金融機関及び認定経営革新等支援機関<sup>※1</sup>の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定・実行及び進捗の報告を行う方

全国統一保証制度である経営力強化保証制度を利用する企業を対象としています

※1 認定経営革新等支援機関とは、中小企業の経営支援を行う専門機関（税理士、公認会計士、金融機関等）で、国の認定を受けた者を言います。金融機関が認定経営革新等支援機関である場合は、認定経営革新等支援機関たる金融機関単独で中小企業者等の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、本貸付を利用することができます。

### 2 融資条件

融資限度額	1企業 2億8,000万円 1組合 4億8,000万円
融 資 利 率	年1.20%（固定利率）
融 資 期 間	運転資金 5年以内（うち据置1年以内） 設備資金 7年以内（うち据置1年以内） 既往借入金の借換を含む場合は、10年以内（うち据置1年以内）
資 金 使 途	一般関係に係る保証：設備資金、運転資金及び借換資金 経営安定関連保証（5号）：経営の安定に必要な設備資金、運転資金及び借換資金。（ただし、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限る）
担保・保証人	保証協会の定めるところによる（第三者保証人不要）
信 用 保 証	保証を付ける <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保証料については、通常よりも1区分（概ね0.2%）低い料率が適用されます。※2</span>
そ の 他	○ 金融機関は、中小企業者から、四半期に1回、事業計画の実行状況の報告を受けることが必要です。 ○ 金融機関は、原則として年1回、中小企業者の事業年度ごとに、保証協会に対して、事業計画の実行状況とともに、金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告することが必要です。 ○ 経営力強化保証制度に関する詳細については、兵庫県信用保証協会各事務所・支所までお問い合わせ下さい。

※2 申込時の信用力に対応した保証料率が最も低い保証料率の場合及び申込時の信用力が判定できない場合を除く

### 3 申 込 先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ ※県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

### 4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部地域経済課 ☎078-362-3321  
又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

### 5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。